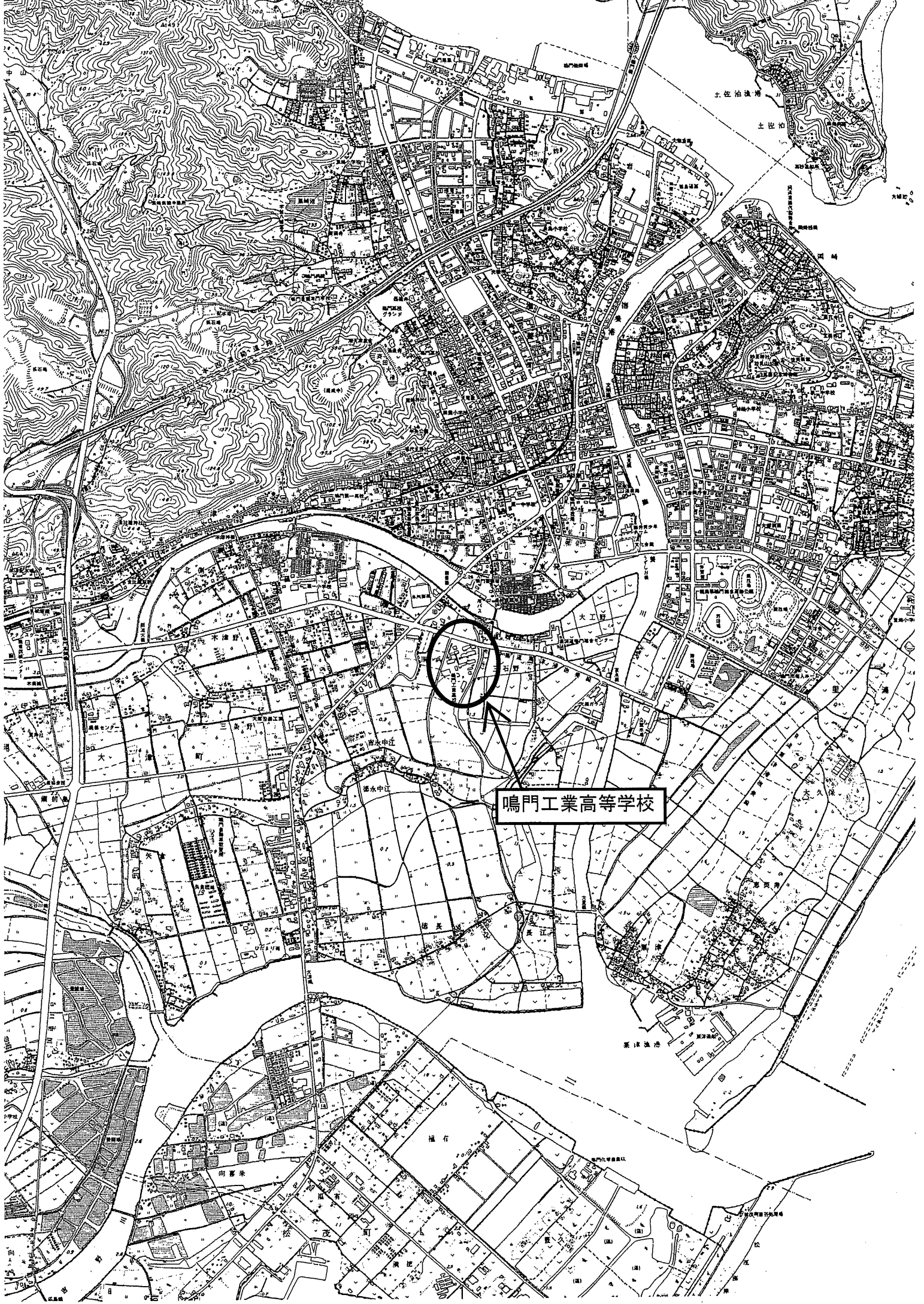


鳴門市立高等学校の廃止について

- 1 申請者 鳴門市教育委員会.
- 2 申請年月日 平成23年5月17日
- 3 廃止高等学校名 鳴門市立鳴門工業高等学校
- 4 廃止の事由 平成24年4月1日をもって鳴門市立鳴門工業高等学校と徳島県立鳴門第一高等学校とを統合し、徳島県立鳴門渦潮高等学校として設立されることから廃止することとなった。
- 5 廃止の時期 平成24年3月31日
- 6 参 考
 - ・平成23年3月18日鳴門市議会において、鳴門市立鳴門工業高等学校条例を廃止する条例が可決。
施行日は平成24年4月1日。
※別紙「議案第23号 鳴門市立鳴門工業高等学校条例の廃止について」参照
 - ・平成24年3月31日に鳴門市立鳴門工業高等学校に在籍する生徒は、同年4月1日に徳島県立鳴門渦潮高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科、類・コース及び学年に転学する。



鳴門工業高等学校

土佐治政署
土佐市

某池

福有

向喜栄

鳴門代官署

鳴門代官署

大塚

鳴門

鳴門

鳴門

鳴門

鳴門

議案第二十三号

鳴門市立鳴門工業高等学校条例の廃止について

鳴門市立鳴門工業高等学校条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十三年二月十五日提出

鳴門市長

泉

理

彦

平成貳拾參年參月拾八日

原案可決

鳴門市議会議長 三津良裕



鳴門市立鳴門工業高等学校条例を廃止する条例

鳴門市立鳴門工業高等学校条例（昭和三十九年鳴門市条例第四十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成貳拾參年五月貳日

（この字は原本と相違ないことを証明します）

鳴門市議会議長 三津良裕



- 学校教育法第4条（設置廃止等の認可）
市町村立高等学校の設置廃止は都道府県の教育委員会の認可を要する。

（設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止，設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は，それぞれ該当各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）；夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）；大学の学部，大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても，同様とする。

一 （省略）

二 市町村の設置する高等学校，中等教育学校及び特別支援学校
都道府県の教育委員会

- 学校教育法施行規則第15条（学校等の廃止の認可申請・届出手続き）
廃止の事由及び時期並びに幼児等の処置方法を記載する。

（学校等の廃止の認可申請・届出手続き）

第15条 学校若しくは分校の廃止についての認可の申請又は届出は，認可申請書又は届出書に，廃止の事由及び時期並びに幼児，児童，生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

- 市町村立学校の設置，廃止等の手続きに関する規則第3条（学校の廃止）
【徳島県教育委員会規則第7号】
学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか，条例の写しを添える。

（学校の廃止）

第3条 法第4条の規程により学校廃止の認可を受けようとする者は，規則第15条に規定するもののほか，廃止に関する当該地方公共団体の条例の写しを添え県教育委員会に申請しなければならない。

※法・・・学校教育法 規則・・・学校教育法施行規則

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（教育委員会の職務権限）

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置，管理及び廃止に関すること。

※第30条（教育機関の設置） 地方公共団体は学校を設置することができる